

【プレスリリース】  
首都圏反原発連合  
2012年11月5日



## 「11.11 反原発 1000000 人大占拠」での日比谷公園使用に係る裁判結果について

11月2日の東京地方裁判所の申し立て棄却をうけ東京高等裁判所への抗告をしておりましたが、本日棄却となりました。この結果は市民の権利を奪い、表現の自由を侵害するものです。今回の決定をうけ当初予定していた「11.11 反原発 1000000 人大占拠」における13時から予定しておりました請願デモについては中止せざるを得なくなりました。ただし、15時からの首相官邸前、国会議事堂周辺をはじめとする永田町・霞が関一帯の抗議行動については開催いたします。

### ◆裁判にいたる経緯

来る11月11日(日)に「11.11 反原発 1000000 人大占拠」を開催し、首相官邸前、国会議事堂周辺をはじめとする永田町・霞が関一帯の抗議行動と周辺でのデモを予定しておりましたが、東京都が公園の使用を認めず、デモ申請を行うことができない事態となっております。過去3月、7月に公園側に申請を行った際には、東京都は公園の使用を認めておりました。公園の使用を認めないことは、市民の権利を奪い、表現の自由を侵害するものとしてとうてい承服できるものではありません。私たちは東京都に対し公園使用許可を認めるよう10月30日に東京地裁に申し立て(仮の義務付け訴訟)を行いました。

首都圏反原発連合

E-mail : [info@coalitionagainstnukes.jp](mailto:info@coalitionagainstnukes.jp)